

鶴ヶ島市議会災害対策等支援本部設置要領

令和2年11月26日

全員協議会申し合せ

(目的)

第1条 この要領は、市内での地震、台風、その他の事象による災害及び感染症その他の事象による危機事態（以下「災害等」という。）の発生時において、鶴ヶ島市議会議員（以下「議員」という。）が、鶴ヶ島市災害対策本部及びその他の対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携して、迅速かつ適切な活動をするため、鶴ヶ島市議会災害対策等支援本部（以下「本部」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 鶴ヶ島市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたときに必要があると認めた場合は、本部を設置することができる。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、議員（議長及び副議長である議員を除く。）をもって充て、本部の事務に従事するとともに、第5条の活動指針に基づき活動する。

(所掌事務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 本部員の安否の確認を行うこと。

(2) 市対策本部から災害等の情報の提供を受け、情報通信技術を活用して情報提供を行うとともに情報を共有すること。

(3) 本部員からの災害等の情報を収集及び整理し、市対策本部に提供すること。

(4) 被災地域及び避難所等の調査に協力すること。

(5) 議会の機能を維持するための環境を整備すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、本部が必要と認める事務

(活動指針)

第5条 議員は、災害等が発生した場合は、自身の安否及び居所又は連絡場所を議会事務局に報告し、連絡体制を確立すること。

2 本部員は、本部が設置された場合には、本部の指示に基づいて次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本部から情報の提供を受け、地域住民に伝達すること。
- (2) 被災地域及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (3) 被災地域における救援活動に協力すること。
- (4) 被災者からの相談に応じること。

(本部への参集)

第6条 本部を設置した場合には、本部長及び副本部長は、鶴ヶ島市議会に参集するものとする。

2 本部長は、必要に応じて本部員の参集を求めることができる。

(議会事務局の職員の職務)

第7条 議会事務局の職員は、本部の事務を補助する。

2 事務局長は、市対策本部の会議に出席し情報収集に努めるとともに、本部に対してその情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月26日から施行する。